

第一次世界大戦終結とヨーロッパ列強

—— 対ドイツ休戦交渉に関する覚書

平瀬徹也

一

第一次世界大戦という大動乱に終止符を打ったヴェルサイユ講和条約は、十七世紀の三十年戦争にけりをつけたウエストファリア条約、ナポレオン戦争によるヨーロッパの混乱を鎮めたウィーン会議最終議定書と並んで、戦後の国際政治の基本的枠組みを定めた極めて重要な取り決めであった。また、この条約に対するドイツやイタリアなどの反撥が、国際連盟を中心とした戦後体制を空洞化し第二次世界大戦の一因ともなった経緯も多言を要しないところであろう。したがって、ヴェルサイユ条約とそれを作った一九一九年のパリ講和会議に関しては、その直後のJ・M・ケインズによる高名な批判書以来八〇年間、その評価をめぐって論議が絶えることがなかったし、現在も関係文献の公刊は引きも切らないといって

も言い過ぎではない。

ところで、パリ講和会議そのものについては別に論ずるとして、第一次世界大戦の戦争行為そのものに終止符を打ったドイツと連合国との間の一九一八年一月一日の休戦協定とそれに至る休戦交渉は、僅か一か月余りの短期間の出来事であったせいもあり、少数の例外をのぞき従来の講和会議関係文献でもいわば前史として比較的簡単にしか触れられていないのが普通である。しかし、ここでは将来の講和条約の内容を意識しての両当事者の激しいつば競り合いが演ぜられたばかりでなく、領土帰属問題にせよ賠償問題にせよ、のちの講和条約の大枠の相当部分がこの一月という短い休戦交渉の間に実質上決定していたとも見られるのであり、その重要性は講和会議そのものに劣るものではない。本稿は以上の見通しを念頭に置きながら、ドイツと連合国間の休戦交渉の大概をその発端から終了までたどり、その意義を再考する手掛

かりを提供しようとするものである。

二

第一次世界大戦の終結は、一九一八年九月二九日、戦時ドイツの事実上の独裁者ルーデンドルフ参謀次長がドイツ帝国政府に突然連合国に即時に講和を提議するよう要求したことから始まる。当時ドイツ軍部は夏ごろまでの自信は何処へやら、勝利への自信を失っていた。この自信喪失の原因は西部戦線の戦況の悪化と同時に、九月二九日に盟邦ブルガリアが協商国側と休戦を締結したことに起因していた。⁽²⁾「一日遅れば、そのたびに幾千の勇敢な兵士の命が失われる」と、一〇月三日ルーデンドルフは政府をせき立てた。⁽³⁾やがてかれは前言をひるがえして文民政府に敗戦責任を負わせようとする。ルーデンドルフの真意は、自身ののちの弁明によれば、休戦期間中にドイツ軍が態勢を立て直して、講和条約交渉が失敗した場合の戦闘再開に備えることにあつた。⁽⁴⁾

こうして最高司令部の度重なる休戦要求を受けて、一〇月一日に成立したばかりのバーデン大公マックス首相のひきいるドイツ帝国政府は——かれ個人は性急な休戦申し入れがドイツに不利をもたらすこと、軍部がウィルソン米大統領の十回四か条の講和条件の含む意味を充分理解していないのではなにかなどの危惧を抱きながらも⁽⁵⁾、一〇月四日スイス政府を通じてウィルソン米大統領に休戦要請の電報を送つた。⁽⁶⁾そ

ここでは「ドイツ政府は、米大統領が一九一八年一月八日の議会宛の教書（いわゆる十四か条——平瀬）とその後の諸発言、とりわけかれの一九一八年九月二七日の演説で主張したプログラム（いわゆる五項目——同）を講和商議の基礎として受け入れる」と述べられていた。⁽⁷⁾したがって、十四か条などをドイツ側は無条件に受諾しているのではなく、いわば討議の素材、たたき台として受け入れているにすぎないことになり⁽⁸⁾、協商国首脳にはなく途中参戦した米国の大統領にのみ電報が発せられた事実とともに、ドイツ側の意図をうかがわせる。「ワシントンへの敵の接触は部分的にはアメリカとヨーロッパ諸国の間に分裂をひきおこすことを希望してなされた」とマーストン指摘しているが、フランスの新聞も同じ受け取り方をしていた。⁽⁹⁾

これに対してウィルソン大統領は、ただちには公式回答をせず、一〇月八日にランシング國務長官の名で、（一）ドイツ帝国政府は米大統領の示した諸条件（十四か条を始めとする）を本當にうけいれる用意があり、「今後の話し合いの目的はこれらの適用の実務的詳細に関する合意のみである」ことを理解しているかどうか、（二）話し合いの前提として中欧列強（ドイツ、オーストリア・ハンガリー）は占領地からただちにその兵力を撤退させることに同意するかどうか、また、（三）帝国宰相は、これまで戦争を遂行してきた政府の既成の權威のみを代表しているのかどうか（真にドイツ国民を代表していると言えるのか）の三点についての明確な回答を要求したの

みであった⁽¹⁰⁾。「本質的には質問状であった」と評される所以である⁽¹¹⁾。

このウイルソンの一見強硬に見える反応は、そこに含まれる問題点——軍部の責任をドイツの文民政治家に押しつける結果となる——を別としても外見に過ぎず、必ずしもウイルソンの本心ではなかった。ウイルソンの腹心ハウス大佐によれば、ウイルソンの最初の回答草案は調子も穏やかで、みずからの講和条件の完全な受諾を要求しておらず、事実上の無条件降伏を要求していたアメリカ世論のきびしい反応を危惧したハウスの進言に基づき、よりきびしい内容に改められた⁽¹²⁾⁽¹³⁾。

これに対し、フランス世論の反応は複雑であった。左翼や中央派の一部はこのウイルソンの強い調子の通告に喜んだが、中央派の大部分と右翼はかれらがウイルソンの独走と見なしたものに對する不満を隠さなかった⁽¹⁴⁾。じじつ、ドイツでは軍部も政府もウイルソンの回答が穏やかで和協的であると見る点で一致した⁽¹⁵⁾。かくしてドイツ政府が最高司令部の同意のもとに作成した——この時期のドイツの文民政府は軍部の同意や保証を執拗に求めている。かれらに「裏切り者」呼ばわりされるのを恐れていたのである——一〇月一二日付通牒は、

(一) 協商国諸政府もまたウイルソンの諸条件を受諾するとの条件つきでドイツがウイルソンの諸条件を受諾し、交渉の目的は実施の細目を決定することにある点を了解していること、

(二) 占領地からの撤退要求にも従うが撤退条件の交渉のため

双方からなる混合委員会の設置をお膳立てしてほしいこと、

(三) ドイツの現政府は帝国議会の大多数により支持されており、したがってドイツ国民の名において発言していること、

の三点でウイルソンの要求をほぼ受け入れていた⁽¹⁶⁾。

しかし、この間にウイルソン大統領は内外にわたる激しい抵抗に遭遇して変心していた。まず、アメリカ上院は一〇月一四日の討議でドイツの休戦申し入れへの不信感をあらわにし、交渉による平和を事実上拒否した⁽¹⁷⁾。共和党とりわけその指導者ロッジは、交渉期間中たえまなく無条件降伏を要求しつづけた⁽¹⁸⁾。他方、連合国最高戦争指導会議は、沈黙は同意ととられるとのロイド・ジョージ英首相の意見に従って一〇月九日ウイルソンに電報を送り、休戦そのものにもそれがウイルソンのプログラムに基づく点にも敢えて反対はせず、占領地からのドイツ軍の単なる撤退はドイツを軍事的に有利にしかねず、十分な保証とはなりえないこと、何よりも連合国と協議するため即刻ヨーロッパに米国代表を派遣するよう求めていた⁽¹⁹⁾。かれらはウイルソンが対独妥協に向かって独走することを恐れていたのである。一〇月一四日には、英外相バルフォアがランシングに電報を送り、ドイツの戦闘再開を許さない条件でしか休戦すべきでないこと、十四か条は連合国間で討議されたことはなく、そのいくつかの条項はさまざまな解釈を許すので、英国政府としては反対せざるをえないこと、海上での損失に対しても完全な保証がなされるべきこと、などを指摘し、連合国間に疑問点に関して交渉が持たれるべきで

あると述べた²⁰

そうした空気を反映した結果か、一〇月一四日付のウィルソンの対独通牒の内容はさらに厳しいものとなった。第一に、撤退手順と休戦条件は戦場における連合国側の「現在の軍事的優位を維持し」保証するため連合国の軍事専門家たちにより起草されるとしてドイツの混合委員会設置要請を拒否したばかりでなく、第二に、「ドイツ潜水艦による客船のみならず救命ボートに対する攻撃といった「不法かつ非人間的な行為」や退却するドイツ軍による「勝手放題な破壊」が続いているかぎり休戦はありえないとドイツを糾弾し、最後に、ドイツをこれまで支配してきた専制権力は交渉相手とせず、としてドイツ国民に政府の変更を要求していた²¹。同時に連合国に対して、協議のためハウス大佐がウィルソンの特別代表としてヨーロッパに派遣されると通告された²²。

このウィルソンの厳しい通告に直面して、ドイツでは文民政府と軍部とりわけルーデンドルフの間に今後の方針をめぐって数時間にわたる激しい対立が生じた（一〇月一七日の最高指導会議）。ルーデンドルフがこれまでの休戦要求の態度をひるがえし、戦争継続を強く主張したからである。この二週間、連合国軍の前進が一時停滞していた事実が影響を与えたとも見られる²³。すでに述べたようにルーデンドルフの真意はこれまでも息継ぎのための交渉であり、真の平和ではなかった。かれは毎月約七万名の増援軍が与えられれば西部戦線を維持する自信があったとした。しかし、それは出来ない相談だ

った。ドイツの予備兵力は枯渇していたからである。その結果、一〇月二〇日付のドイツ政府のウィルソンあて通牒は軍部の反対を押しきり、政府の責任で出されることとなった²⁴。

この通牒はまず、撤退手順と休戦条件については、ウィルソンの公正に期待しつつ詳細を軍事専門家たちの手に委ねる（ただし、戦場での現在の力関係が基礎となるべきである）として混合委員会設置要求を取り下げた。ついで、退却するドイツ陸軍による故意の敵国財産破壊や潜水艦による救命ボート攻撃については「退却の援護のための破壊はつねに必要である」としつつも、故意のそれについてはこれを憤然と否定し、前者については個々に違反があれば処罰すると約束し、後者については中立委員会による調査を提案する一方、講和達成の妨げとならぬよう客船攻撃の中止を全潜水艦に指令したと譲歩している。最後に、ドイツ政体の変更要求に対しては、最近ドイツの政治体制が「根本的变化をこうむった」と、「新政府は平等・普通・秘密・直接の選挙権に基づき国民代表の意志と完全に一致して形成された」とウィルソンに反論した²⁵。

このドイツの回答はウィルソンを充分満足させるものではなかった。その結果、かれは一〇月二三日付の対ドイツ通牒では、まず、休戦条件は「ドイツ側の敵対行為の再開を不可能にする」ものでなければならぬと前回よりも表現を厳しくしたのち、ドイツにおける最近の政体変更は「重要であるかに見える」が未だ根本的なものではなく、「ドイツ人民が人

民の意志への服従を帝国軍部に強要する手段を有しないこと、帝国の政策を左右するプロイセン王の権力は損なわれていないこと、決定的なイニシアティブは未だこれまでドイツの主人であった人々に存すること、これらのことは明白である」として、ふたたび「ドイツ人民の眞の代表以外のものとは交渉しえない」ことを繰り返した。しかし、他方でウイルソンは連合諸政府にドイツの休戦要請を伝達すること、かれらもまた十四か条を講和の基礎として受諾するか否かを当たつてみることを約束するという実質的な譲歩をしている⁽²⁶⁾。これはフランスの半官紙「タン」が嘆いたように、ウイルソンが交渉者であるよりも調停者気どりになりつつあるという危険をはらんでいた⁽²⁷⁾。

この政体変更要求によりウイルソンがウイルヘルム二世の退位まで要求していたか否かは未だに明らかではない。かれはドイツにおいて「制限王政の望ましいこと」について常に語っていたと言われる⁽²⁸⁾。しかしドイツ政府が退位要求と解釈して困惑したのは不思議ではない。最高司令部は皇帝の退位に激しく反対した。したがって、一〇月二七日付のドイツの回答は単に新政府の民主的性格を再強調しただけの短い通牒であった。ドイツ側はウイルソンの真意を探ろうとしたのである⁽²⁹⁾。

しかし、その間にも皇帝の退位問題は、ドイツの新聞や諸政党により最初はおおざと、やがて次第に自由に論じられ始めた。休戦交渉の緩慢さが退位要求をさらに強めた。退位

賛成派はウイルヘルム二世の退位により講和条件の厳しさが緩和されることを期待した⁽³⁰⁾。

一〇月二六日夜、オーストリア・ハンガリーが連合国に単独講和を申し入れたとのニュースはベルリンを驚かせ、その交渉力を弱めた。ドイツは翌日のウイルソンへの回答から強硬な表現——「ドイツは休戦提案を待っているのであり、降伏の示唆を待っているのではない」——を削らなければならなかった⁽³¹⁾。トルコが一〇月三一日に連合国側と休戦を取り決めたことも更なる打撃だった。オーストリア・ハンガリーと連合国間の休戦協定は一月三日に成立した。

一方、一〇月二三日、ウイルソンはドイツとのこれまでの非公式交渉の経過を正式に連合国政府に通知し（非公式には、一〇月五日以来、両者は連絡を取っている）、休戦の是非と休戦の具体的条件について、連合国軍事専門家たちの意見を求めるよう要請した⁽³²⁾。こうして連合国最高戦争指導会議長としてのクレマンソー仏首相の依頼をうけた連合国最高司令官フォッシュ元帥は一〇月二五日サンリスにペタン仏軍総司令官、ヘイグ英軍総司令官、パーシング米軍総司令官、シラン・ベルギー軍参謀総長（遅れて出席できず）を招集した（じつさいには、前日の二四日午後、フランス側ではクレマンソー、フォッシュ、ペタンの三者が翌日に備えて協議し、休戦の軍事条項は西部の連合国軍に完全な安全を保証し、連合国政府の手中に重要な担保を確保するものでなければならぬとしていた⁽³³⁾）。

休戦そのものについては出席者のうち一人の反対もなかった。³⁴ 休戦条件については、ヘイグが全占領地からのドイツ軍の撤退だけを主張したのに対し、ペタンは「ドイツ側の敵対行為の再開を不可能にする」というウイルソンの条件を実現するためには、(一)ドイツ軍は持ち運び可能な武器以外を携行して本国に帰還してはならず(大砲や戦車はだめ)、そのためには撤退に要する期間を短縮すべきであること、(二)連合軍はライン左岸のドイツ領土と右岸五〇キロメートル地帯を占領し、五千台の機関車と十万台の客車貨車を要求すべきこと、の二点を提案し、パーシングもこれに同意した。³⁵ ヘイグの対独宥和的な態度もパーシングの峻厳な態度もどちらも自国政府の公式見解を反映するものではなかった。なぜならそうしたものは存在しなかったからである。³⁶

原案作成を委ねられたフォッシュ元帥はこれらの示唆に基づいて翌二六日クレマンソーに書簡を送り、大略つぎのような休戦条件を示した。³⁷

(一)ベルギー、フランス、アルザス・ロレーヌ、ルクセンブルグからのドイツ軍の即時撤退。敵が大量の軍需品を持ち帰れないよう、休戦調印後四日から二週間の間、段階的に撤退が行われる。引き渡し兵器の総数は、大砲五千門(ドイツ軍所有の約三分の一に当たる)、機関銃三万丁(同、約二分の一)、迫撃砲三千門、潜水艦全部。

(二)二日間以内のライン左岸からの撤退と連合軍による占領。右岸四〇キロメートル地帯は中立地帯とする。

(三)撤退中の破壊行為の禁止。

(四)五千台の機関車と十五万台の客車貨車の引き渡し。そのうち二千五百台の機関車と十三万五千台の客車貨車はベルギーとフランスから奪われたものの返還であり、残余はライン左岸の鉄道の実営のための必要物である。

(五)占領地に残置された地雷の通告。

(六)以上の条件は二五日以内に履行されねばならず、それまで対独封鎖は維持される。

(七)連合国人捕虜の可及的速やかな解放。

フォッシュ原案はハウス大佐を含む連合国首脳(首相と外相)により検討された。³⁸ そこでブリス米将軍は、あらたにドイツ軍の全面的武装解除と復員を要求した。またイギリス海軍はドイツの戦艦と巡洋艦のほとんどの引き渡しを主張した。しかし、フォッシュは実施が困難——ドイツ全土の監視が必要になる——であり不必要でもあるとしてこれに反対した。これに対し、クレマンソーの要求で、「損害の賠償」条項の付加が認められた。ソンニーノ伊外相とボナロー英外相は、賠償のような即時実施でない項目は加えるべきではないと主張したが、クレマンソーは原則には前もって言及しておくべきだし、フランス人は賠償への言及なしには納得しないと主張した。

こうした経緯を経て、ヴェルサイユで一〇月三十一日—一月四日に開催された最高戦争指導会議では、フォッシュ原案に若干の追加項目——ドイツ艦隊とドイツ軍用機二千機とト

ラック一万台の引き渡し、損害の賠償、ライン地方占領軍の駐留費の支払い、大戦中結ばれたブレスト・リトフスク条約（対ソ連）とブカレスト条約（対ルーマニア）の廃棄、海上封鎖の続行など――を加えた要求が正式の休戦条件として決定された。

他方、ウイルソン大統領の十四か条を連合国の正式の講和条件として承認するか否かの決定的交渉もほぼ同じ頃に行われた。二九日から始められた十四か条の各条の討議では、まず、航海の自由へのイギリスの執拗な反対に対してアメリカのハウス大佐がドイツとアメリカの単独講和の脅しをほめかした。しかし、ロイド・ジョージもクレマンソーも、英仏両国は単独でも戦争を継続すると動じなかったため、けっきよくウイルソン大統領がハウスの発言をひっこめた³⁹。その結果、対独回答として最高戦争指導会議は、十四か条のうち第二条の航海の自由については種々の解釈が有りうるので講和会議での「完全な行動の自由」を保留すること（ロイド・ジョージの主張による）、第七条と第八条に言う「侵略された地域の復旧」とは、「ドイツの陸海空よりの侵略により連合国の民間人とその財産が被った全損害をドイツは償わねばならない」と解釈すること（海空の損害を含む）となったのはロイド・ジョージの主張による）の二点を留保しつつ、ドイツ政府と講和交渉に入る用意があるとした⁴⁰。この間、イタリアは、民族的境界に基づくイタリア国境の再調整をうたった第九条に異議をとなえて、「民族的、地理的、戦略的、歴史的要素も

国境修正の基礎として考慮されるべきだと留保を主張したが、英米仏の容れるところとはならなかった⁴¹。

こうして、十四か条を中心とする諸条件への連合国の留保つきの同意を得たウイルソン大統領は、一月五日付のドイツ政府への通牒⁴²で、連合国は上記の二点の留保付きでウイルソンの諸条件を基礎にドイツと交渉する意志があると通告してきたこと、今後はフォッシュ元帥が休戦交渉の当事者であることを回答した。これがドイツとウイルソン大統領の交渉の終末であると同時に、ドイツと連合国間の正式の休戦交渉の始まりとなり、此処で述べられたことは「道義的にも法的にも休戦と講和条約の基礎」となるはずであった⁴³。ただし、この通牒では、フォッシュ元帥は「ドイツ政府代表に休戦条件を伝達する権限を与えられた」とされており、ルッカウの解釈によれば、両者の今後のやりとりは対等の交渉ではないことが示唆されていた⁴⁴。

国務大臣エルツベルガーを团长とするドイツ休戦交渉代表団は一月七日前線に出発し、翌日、コンピエーニュでフォッシュ元帥を長とする連合国全権から休戦条件を受け取った。ドイツ側は七十二時間以内に可否の回答を迫られた（その七十二時間のあいだにベルリンのマックス・フォン・バーデン内閣は倒れた）。かれらは連合国側に回答期限の延長を求めたが許されなかった⁴⁵。

ドイツ側の抗議は主として、最大二週間と定められた撤退期限（フランス、ベルギー、ルクセンブルク、アルザス・ロ

レーヌからの)に向けられていた。それでは秩序ある撤退は不可能となると彼らは主張した。ついでドイツ側は自国に対する封鎖の継続に対して抗議した。これに対し連合国側は休戦期間中の食料の供給を約束するという譲歩をした。⁴⁶

けつきよくドイツ側の抗議にもかかわらず、休戦協定三十四か条の大筋は変更をこうむることなく、十一月一日午前五時(フランス時間)にコンピエーニュの郊外ルトンドの森の引き込み線上の客車で双方により調印された。ドイツ政府自身が自国代表団に調印を指示した。ただし、この調印に際してドイツは、連合国側による休戦前合意の恣意的な解釈(ドイツから見ても)への公式抗議を行っている。⁴⁷

十一月一日午前十一時、全戦線で戦闘が停止された。休戦期間は三六日間とされていたが、その後、十二月一三日、一九一九年一月一六日、二月一六日と再三延長された。なお、ドイツ帝国以外の敗戦国との休戦協定はすでに九月二五日(対ブルガリア)、一〇月三〇日(対トルコ)、十一月二日(対オーストリア・ハンガリー)に締結されている。⁴⁸

三

十一月一日に実際に調印された休戦協定は「ドイツの東部国境に関する諸条項」(戦前のオーストリア・ハンガリー、ルーマニア、トルコ、ロシアの領土からのドイツ軍の撤退)や「東アフリカ条項」(ドイツ軍の同地からの撤退)などの新

しい条項を含むが、基本的には、フォッシユ原案(とその後の最高戦争指導会議による追加項目)を中心に構成されていた。賠償問題については、第一九条に「連合国および合衆国による将来の一切の放棄および請求の権利の留保の下での損害の賠償」と簡単に規定されており、詳細な言及は無かった。しかし、それ故にまた、「戦争に関連する全損害の賠償に対する当座預金のドイツによる承認に等しいもの」との評価も可能であろう。⁵⁰

休戦協定は一〇月二五日の連合国総司令官会議から約二週間という短期間にその内容が決定された。しかし、アルザス・ロレーヌを含む全占領地からのドイツ軍の撤退、ラインラント保障占領、損害の賠償、ドイツ艦隊の引き渡しなど、結果においてはのちの講和条約の内容を相当程度先取りしていたことはこれまでも指摘されてきた。⁵¹しかしまた、ドイツ軍を自国領土まで追い詰めることなく戦争を終了させた点は重要であり、論議を呼ぶこととなった。

ドイツが最後まで他国領土で戦闘を続けていた事実が結果においてドイツの軍部や国粋派にいわゆる「ヒ首伝説」創出を可能にさせたことは否定できないように思われる。じじつ、休戦締結当時から、休戦協定成立が時期尚早であったとし、ドイツに無条件降伏を要求する(ドイツが拒否したとき、それはベルリンまで進撃して城下の盟を結ばせることを意味する)べきだったと考えたひとは連合国指導者の間で少なくなかった。また、この問題はナチス・ドイツと死闘を演じた第

二次世界大戦終了前後にあらためて論議を呼んだ⁽⁵²⁾。ここでは最も詳しくこの問題を検討しているルノー・ヴァンの著書⁽⁵³⁾を中心に諸事実を見てゆきたい。

ルノー・ヴァンによれば、休戦締結時に休戦到来を喜ばなかったものは無く、協定内容への不満は聞かれなかったとの証言はクレマンソーやヴェーガン將軍を始めとして少なくないが、それはあくまで公式発言に過ぎなかった。駐英フランス大使ポール・カンボン、駐米フランス大使ジュスラン、ジョフル元帥らが、反対の程度や理由にニュアンスこそあれこの時点での休戦締結の賢明さに疑念を表明していたし、議会方面では、デシャネル下院議長がドイツが休戦を拒否することを望み、ベルギー王アルベール一世は休戦署名以前にガンやブリュッセルに入城することを望むと打ち明けた。⁽⁵⁴⁾（だが、両者とも即時休戦への反対を公言はしなかった）同じように即時休戦に反対ではあるが公的には沈黙を守ったのがポワンカレ大統領と、最高戦争指導会議アメリカ代表のパーシング將軍であった。対独強硬派をもって鳴るポワンカレはクレマンソー首相に、アルザス・ロレーヌやベルギーの解放以前の休戦への反対を再三申し入れたが、首相は辞任の脅しをもって対抗した。けつきよく、ポワンカレは休戦条件がドイツによる拒否をもたらすに十分なほど厳しいと判断し、反対をトーンドンダウンした。

これに対しアメリカでは、ロッジを代表とする上院の共和党がドイツの無条件降伏を要求していた事実はよく知られて

いるが、パーシング將軍は早すぎる休戦がドイツ軍に勢力挽回の機会を与えるとの理由から無条件降伏を要求する書簡をハウス大佐に送った。しかし、その五日前の一〇月二五日のサンリスの最高戦争指導会議でかれは厳しい休戦条件を要求するのみで、休戦そのものに反対はしていない⁽⁵⁵⁾。

これに対し、連合国の最高指導者たちの間では、ドイツが連合国側の休戦条件を受諾するとの条件付きではあるが即時休戦支持が支配的であったようである。ウイルソン大統領はベルリン進撃は「愚行」であり「百万のアメリカ兵の死」を招くと考えていたし、イギリス側ではロイド・ジョージ首相もスマッツ將軍（南ア国防相、イギリス戦時小内閣の一員）も即時休戦派であった。フランス側ではクレマンソー首相もフォッシュ元帥もくりかえし即時休戦への賛意を表明していた⁽⁵⁶⁾。

それでは、ベルリン進撃反対の理由についても首脳たちは一致していたのであろうか。ルノー・ヴァンは唯一点、兵士たちを無駄な死に追いやることを防ぐという点では首脳たちの意見は一致していたとする。連合軍最高司令官としてその発言が最も重みをもつフォッシュにとつて何よりも重要なことはライン河地方の占領（将来の同地方のドイツ本体からの分離をめざしての）であり、それで十分であった⁽⁵⁷⁾。一〇月三一日、かれはハウス大佐に対し、「わたしは戦争遂行のために戦争遂行しているのではない。もし、我々がドイツに課そうとしている諸条件を休戦によって得られるなら、わたしは満足

である。ひとたびこの目的が達せられたなら、何びともこれ以上の流血を強いる権利はない」と語った⁵⁸。他方つねに支配層のドイツと人民のドイツという二分法を好んだウイルソンにとって、ドイツ人民に怨恨と復讐心を惹起するドイツ侵入は最も望ましくないものであった。

しかし、「人道的動機」は無論唯一の動機ではなかった。首脳たちは即時休戦を拒否した場合の民衆の失望や反撥を恐れなければならなかった。他方、イギリスとフランスの指導者たちにとって、戦争継続に不可避免的ともなうアメリカ軍の比重の増大はむしろ悪夢であった。一年前からそれを恐れていたロイド・ジョージをはじめ、イギリスの指導者たちの多くはそう考えていた⁵⁹。「もし今平和が到来すれば、それはイギリスの平和となろう……。 (しかし) 全く消耗したヨーロッパに押し付けられる平和はアメリカの平和となろう」とスマッツは語っていた⁶⁰。フランス側ではフォッシュもそう考えていたふしがあるし、かれの右腕であるヴェーガン將軍は、そうなれば講和もまたアングロサクソン式講和となるだろうとの恐れを語っていた。

同様に、従来から指摘されてきたようにポリシェヴィズムのドイツへの (さらにはヨーロッパへの) 拡大の恐怖が早期休戦へと首脳たちを促した。ルノー・ヴァンはハウス大佐、ロイド・ジョージ、ウイルソン、ランシング、ピション外相らのそうした発言を紹介し、「フォッシュと最高戦争指導会議をして、アメリカの將軍たちが示唆していたドイツ軍の完全武

装解除を課することを避けさせたのは、疑いもなくこのポリシェヴィズムへの恐怖である」とする⁶¹。だが、「全員がこの恐怖を感じていた」とするルノー・ヴァンに対して、逆にフレンチは、ヘイグとヘドラム・モーレイ (イギリス政治情報課員で重要な政策助言者) という二人の例外を別にすれば「ポリシェヴィズムのロシアから中欧への拡大を防止する必要が、ドイツ軍が敗北する前に戦争を止める十分な理由である」と信じるイギリスの上級政策形成者はほとんど無かった」と、少なくともイギリスに関する限りポリシェヴィズムの要素を重視しない⁶²。

しかし、そうした諸理由を列挙した上で、ルノー・ヴァンはあらためてフランスの指導者たちがドイツ軍の抵抗の可能性を過大評価していたとして、一九一九年二月五日の下院外交委員会でのクレマンソーの次の発言を紹介している。「休戦時に我々はドイツ軍の状況を正確に知らなかったし、翌日には不可能になるかもしれないと考えて休戦を受け入れた。もし我々がもっとよく情報を得ていたら、ずっと厳しい条件を課していただろう」。他方、イギリスについてフレンチは、「もし戦時小内閣が一〇月の最後の週と十一月の最初の数日のドイツの内部事情をよりよく知っていたら、かれらは即時休戦に署名するという自らの決定を考え直していただろう。……だが、イギリスの政策形成者たちがドイツがどれほど崩壊に近づいていたかを知ったとき、決定を覆すには遅きに失していた」としている⁶³。

こうしたフランス、イギリスの事後の発言や評価を結果論として退けることも無論可能である。しかし、ドイツ軍の軍事的敗北を否定するヒ首伝説が大戦後のドイツ政治に及ぼした周知の不吉な影響を想起するとき、ドイツ領内への進撃は「ヨーロッパのその後の歴史に計り知れない結果をもたらしたであろう」とのフレンチの見解⁽⁶⁴⁾を否定することは難しい。一九一八年十一月の時点での休戦締結が賢明であったか否かは今後とも論じられてよい。同様に、ウイルソン大統領が休戦交渉中に再三にわたるドイツ政府民主化要求により真の戦争責任者たちをドイツ国民の目に免罪にした事実⁽⁶⁵⁾の当否も改めて論ぜられるべきであろう。

註

(1) 「なぜなら、休戦はわれわれが相手に課そうとする諸条件の獲得を講和交渉で保証する質草をわれわれに与えなければならぬことは確かであるから。休戦で公認された特典だけが既得権となること、領土に關しては休戦締結時に敵が同意した犠牲だけが決定的であること、それらは明白である」(フォッシェ元帥からフランス首相への一〇月一六日付通牒)。「わたしは休戦諸条件とそれに続く講和諸条件の關連を否定しない。前者が後者に反映すべきこと、講和時に必要な保証がそれに先立つ休戦の諸条項中に支点を持たねばならぬことは、疑問の余地がない」(ピション外相よりフランス首相への一〇月二二日

付書簡) Commandant Lhopital, *Foch, l'armistice et la paix*, (Paris, 1938), pp. 29 et 37. その他、本稿註(51) 参照。

(2) H. W. V. Temperley (ed.), *A History of the Peace Conference of Paris*, (London, 1920-24), Vol. I, p. 121. 英国政府の公認の講和会議史ともいべき全六巻の本書は多数の筆者の寄稿によっているが、各人の担当箇所は示されていない。なお、すでに「九月一八日から九月末までドイツ政府は中立国の調停を求めてくりかえし努力していた」*Ibid.*, p. 93. ロピタルによれば、当初はオランダ女王による仲介を考えており、いずれにせよ、協商国側との直接交渉は回避しようとした。九月二九日のスパーでの御前会議でようやく、直接交渉の際の相手は米国と決定した。*Lhopital, op. cit.*, pp. 7-8.

(3) *Ibid.*, p. 12.

(4) Alma Luckau, *The German Delegation at the Paris Peace Conference*, (New York, 1941. new ed. 1971), p. 5, André Tardieu, *La paix*, (Paris, 1921), p. 60.

(5) Luckau, *op. cit.*, p. 4.

(6) 原文は、Temperley, *op. cit.*, p. 449, K. Bourne and D. C. Watt (eds.), *British Documents on Foreign Affairs: Reports and Papers from the Foreign Office Confidential Print*, 15 vols. (University Publications of America, 1991), Part II, Series I, *The Paris*

F. A. と略記。すべて第一巻)両者には若干の訳文の相違がある。

(7) 文中の「その後の諸発言」とは、いわゆる、

(a) ウィルソンの四原則 (一九一八年二月一日の演説)、

(b) 四目的 (同七月四日の演説)、

(c) 五項目 (同九月二七日の演説)などを指す。こ

れらの内容には重複も多いが、十四か条と異なり外交史概説にも紹介されることは少ないので、以下に訳出しておく。

(a) 一、最終的取り決めの各部分はそれぞれについて本質的正義に立脚せねばならず、恒久平和をもたらす可能性の最も高いような調整に立脚しなければならぬ。

二、住民と領地はバランス・オヴ・パワーのいまや永久に信頼を失ったゲーム——たとえ大ゲームでも——の単なる所持品や質草のように国家から国家に交換されてはならず、

三、この戦争に基づくあらゆる領土的解決は関係住民の利益に従ってなされねばならず、敵対する諸国家の要求の単なる調整または妥協の一部としてなされてはならない。

四、すべての明確な民族的希望には最大限の満足

が与えられねばならないし、ヨーロッパの平和したがって世界の平和を将来破壊しかねない不和や反目をあらたに導入したり、過去のそれらを永続化したりしない仕方ですうされねばならない。

(b) 一、いずこであれ、世界平和を個々に秘密裡に自分勝手に妨げかねないあらゆる専制権力の破壊もしくはただちに破壊されない場合は少なくともその実質的無力化。

二、領土であれ主権であれ経済取り決めであれ政治関係であれあらゆる問題を直接関係人民による自由な受託に基づき解決すること。自己の対外的影響力や支配権のため、別様の解決を欲するいかなる他の民族ないし国民の物質的利害や利点に基づいてもならない。

三、あらゆる現代国家の個々の市民たちを導くべき、名誉と文明社会の慣習法への尊敬という同じ原則により相互関係を律することへのすべての諸国民の同意。かれらの相互関係においてはあらゆる約束や契約は神聖なものとして遵守され、いかなる私的な策略や陰謀も目論まれてはならず、いかなる利己的な権利侵害もとがめ無しであってはならず、相互信頼は正義への相互の敬意という立派な基礎の上に築かれねばならぬ。

四、平和組織の創設。その組織は、自由な諸国民

の結合した力があらゆる正義の侵害を防止することを確かなものにするであろうし、世論という最終的な法廷を提供することで平和と正義をより確実にすることに役立つであろう。その法廷には万人が服従せねばならず、関係諸国民により友好的に同意に達することができないすべての国際的再調整はそこで裁可されるであろう。

(c) 一、決定さるべき公平な正義は、我われが公正に対処したいと考える人びとと、公正に対処したくないと考える人びとの間に差別をもうけてはならない。その正義はえこひいきをせず、関係諸国民の平等な権利以外の基準を有しない。

二、万人の共通利益と両立しないような一国ないし国家群のいかなる特殊ないし個別の利益は、講和取り決めのどの部分の基礎ともなってはならない。

三、国際連盟という全般的で共通の家族の中ではいかなる連合、同盟、特別の協約や了解もあってはならない。

四、そしてとりわけ、連盟内にいかなる特別の利己的な経済的結び付きがあってはならず、どんな形態での経済的ボイコットないし排除の採用もあってはならない。例外は、世界市場からの排除による経済的懲罰の権限が規律と統制の手段として

国際連盟に付与されたときである。

五、あらゆる国際協定やどんな種類の条約もその全体が関係者以外の全世界に周知されねばならない。現代世界において、特定の同盟や経済的な競争や敵対は戦争を生み出す計画や激情の豊かな源泉となつて来た。したがって、それらを決定的かつ強制的に排除しない平和は不確実であると同時に不誠実な平和であろう。Temperley, *op. cit.*, pp. 439, 444, 447.

以上に見られる通り、ウィルソンのこれら諸発言は重複が多いばかりでなく、曖昧で抽象的だが、なかでは五項目が比較的具体的であり、ドイツ側が十四か条と並んで特に言及したのはうなずけるところである。

(8) George Bernard Noble, *Politics and Opinions at Paris 1919*, (New York, 1935, New ed. 1968) p. 50.

(9) F. S. Marston, *The Peace Conference of 1919: Organization and Procedure*, (Oxford, 1944, Reprint, 1981), p. 230. フランスの新聞の論調にこうつは Noble, *op. cit.*, p. 51. なお、ノーブルはドイツ側がみずからの「屈辱を軽減するため」アメリカと最初に接触したとも述べている。 *Ibid.*, *loc. cit.* いずれにせよ、このドイツの対米通牒はイギリス政府にとって不意打ちであった。 Michael L. Dockrill and J. Douglas Gould, *Peace without Promise: Britain and the Paris Peace Confer-*

ences 1919-23, (London, 1981), p. 22.

- (10) 原文は B. D. F. A., p. 1, Temperley, *op. cit.*, p. 450. 両者は全く同一文面。なお、二点目(帝国宰相の資格)に関して、ロネーは「かれはこれまで戦争を遂行してきた皇帝と参謀本部を代表して発言できるか」と、別の解釈をしているが、解釈自体に無理があり、他にさうした解釈をしている研究書はなさ。Michel Launay, *Versailles, une paix bâclée ?*, (Paris, 1981), p. 28. ちなみにフロートは「連合国諸政府はドイツの国内政治条件にこのように干渉することには極めて懐疑的であった」と、この点での米国の他の連合国との不一致に言及して 55° Inga Floto, *Colonel House in Paris: A Study of American Policy at the Paris Peace Conference 1919*, (Princeton, N. J., 1980), p. 273 fn. 72.
- (11) Temperley, *op. cit.*, p. 374.
- (12) Charles Seymour (ed.), *The Intimate Papers of Colonel House*, 4 vols., (Boston and New York, 1928), vol. 4, pp. 77-79. (以下 Seymour (ed.), *Intimate Papers* と略記。すべて第四巻) その他 Luckau, *op. cit.*, p. 8. 参照。
- (13) この段階での連合国首脳との事前協議の有無については、フロートは「ウィルソンは連合国に知らせることもその助言を求めることもせずに通告を作成し送付した」と述べるが (Floto, *op. cit.*, p. 36.)、マーסטンは「米国の

の回答は連合国に事前に通知され、一〇月九日に首相たちにより検討されたとして 56 (Marston, *op. cit.*, p. 25.)。後述するように首相たちが少なくとも内容を通じて知られていたことは確かである。フランスに限って言えば、情報部が四日付のドイツの休戦要請電報を傍受していた。Lorna S. Jaffe, *The Decision to Disarm Germany*, (Boston, 1985), p. 84.

- (14) Noble, *op. cit.*, pp. 51-52.
- (15) Luckau, *op. cit.*, p. 9. なお、ルッカウの典拠は Ludendorff, *Ludendorff's Own Story II*, p. 39, Prince Max, *Memoirs*, II, p. 65. の一点。
- (16) 原文は Temperley, *op. cit.*, pp. 450-51.
- (17) Luckau, *op. cit.*, p. 11; Pierre Renouvin, *Le traité de Versailles*, (Paris, 1969), p. 22. アメリカ世論について、イギリス駐米大使のバルフォア外相あての報告(一〇月一六日付)は次のように述べている。「大統領の質問に対する一〇月一二日付のドイツの回答は、世論のあらゆる方面にとつていわば不意打ちであった。大統領の通牒をもっとも強力に支持して来た人たちがいまやドイツの回答はペテンであると主張している。一部の方面のみそれはドイツの降伏と見なされている。だれもがドイツの条件での休戦の絶対的不可能性について一致している。以上が新聞や一〇月一四日の上院討議や国中の主調音である」。Mr. C. Barclay to Mr. Balfour, Octo-

ber 16, 1918, *B. D. F. A.*, p. 3.

- (18) Floto, *op. cit.*, p. 40. ロッシは翌年四月に至つても「フランス流の講和 *paix française*」に好意的と報道された。Renouvin, *op. cit.*, p. 132.

- (19) Luckau, *op. cit.*, pp. 11-12, Marston, *op. cit.*, p. 25.

- (20) Floto, *op. cit.*, pp. 36-37.

- (21) 原文は Temperley, *op. cit.*, pp. 451-52, *B. D. F. A.*, pp. 1-2. 後者は駐米大使からバルフォア外相への電報という形で収載されているため、冠詞や関係代名詞がほとんど省略されているが、それ以外は同文。ちなみにフランスではこのウィルソンの通牒に「だれもが満足した」。右翼や中央派は通牒の厳しい調子に満足したし、左翼はドイツ民主化の要求を熱烈に歓迎した。Noble, *op. cit.*, p. 53.

- (22) Floto, *op. cit.*, p. 38. その結果、ハウスは一〇月一七日にフランスに向け出発し、一六日にパリに到着した。

Marston, *op. cit.*, p. 14.

- (23) Luckau, *op. cit.*, pp. 15-16.

- (24) *Ibid.*, p. 17.

- (25) 原文は Temperley, *op. cit.*, pp. 453-54.

- (26) 原文は *Ibid.*, pp. 454-56.

- (27) Noble, *op. cit.*, p. 55.

- (28) Luckau, *op. cit.*, p. 18. 一か一ベルン駐在ドイツ公

使は「信頼できる筋によればウィルソン通牒の結語は皇帝の退位への言及以外の何ものでもない」と本国に報告していた。Temperley, *op. cit.*, p. 104. テンパリーも同意見である。 *Ibid.*, p. 131.

- (29) 原文は Temperley, *op. cit.*, p. 456. テンパリーによれば、休戦交渉の前半の段階、ドイツとアメリカ両国間の交渉の段階はこれをもって終る。 *Ibid.*, p. 380.

- (30) Luckau, *op. cit.*, p. 21.

- (31) *Ibid.*, pp. 20-22.

- (32) Tardieu, *op. cit.*, pp. 66-67. 非公式にはすでに一〇月五、六日の仏英伊首相会談で一部条件を協議したし、一〇月八日の軍事専門家会議でも協議した。詳細は、Marston, *op. cit.*, pp. 22-23.

- (33) Lhopital, *op. cit.*, p. 53.

- (34) Tardieu, *op. cit.*, p. 67, Launay, *op. cit.*, p. 47. ロネーによれば、なかでもフォッシュは賛成派の筆頭であった。

- (35) Tardieu, *op. cit.*, pp. 68-69. パーシングは、会議に「おののような独自の七項目要求を提案していた。

一、ドイツ軍の全占領地域からの即時撤退、

二、連合国軍によるアルザス・ロレーヌの占領、

三、ドイツ軍のライン河の彼方への撤退。敵対行為の再

開に必要な充分な数の橋頭堡の（連合軍による）確保、

四、アメリカ軍の輸送、増強、訓練へのいかなる制限も

認めない'

五、ドイツにより退去させられた全住民の自国領土への即時帰還'

六、全潜水艦とその基地の中立国への引渡し'

七、フランスとベルギーで持ち去られた全車輛の返還。

Lhopital, *op. cit.*, p. 59.

(36) Floto, *op. cit.*, p. 46.

(37) 草案の大略は Tardieu, *op. cit.*, pp. 69-71, Lhopital, *op. cit.*, pp. 61-65. 草案作成がもつぱらフォン・マルストンの Marston, *op. cit.*, p. 23.

(38) 以下の記述は特記しなからず Tardieu, *op. cit.*, pp. 71-78に依る。

(39) Floto, *op. cit.*, pp. 49-50, Dockrill and Gould, *op. cit.*, p. 22, Noble, *op. cit.*, pp. 56-57.

(40) Tardieu, *op. cit.*, p. 79, Temperley, *op. cit.*, pp. 133-34. 賠償については、すでに一九一八年一月五日の戦争目的演説中にロイド・ジョージは「国際法を侵犯してなされた不正に対して賠償がなされねばならぬ」と言明していた。Dockrill and Gould, *op. cit.*, p. 19.

(41) オルランド伊首相が主張をしつづ取り下げたのは、この問題はイタリア・オーストリア間の問題でありドイツとの休戦協定とは無関係であるとの英仏の反対に押し切られたためであった。Seymour (ed.), *Intimate*

Papers, pp. 172-74, Noble, *op. cit.*, pp. 333, 350,

Floto, *op. cit.*, p. 54.

(42) 原文は B. D. F. A., pp. 2-3, Temperley, *op. cit.*, pp. 457-58. 両者の差異は誤植のみ。

(43) Luckau, *op. cit.*, p. 25. テンパーリーも「この通牒の用語は最大限の重要性をもつ。なぜなら、連合国と協力国（アメリカのこと——引用者）はこの通牒に含まれた諸条件で休戦を締結する用意があると明快に述べていたからである」とする。Temperley, *op. cit.*, p. 134.

(44) Luckau, *op. cit.*, p. 147.

(45) *Ibid.*, pp. 25-26.

(46) *Ibid.*, *loc. cit.*

(47) *Ibid.*, p. 27. 休戦前合意とは十一月五日付通牒をさす。

(48) ドイツ以外の諸国との休戦交渉は Marston, *op. cit.*, pp. 19-21. が詳しい。それによれば、ブルガリアの休戦申し入れがあまりに突然であったため、現地の連合軍司令官の裁量と責任の下に休戦協定は締結された。トルコの場合は、連合国首脳により協定原案は作成されたが、内容をめぐり英仏両国が激しく対立したため、結果として多分に現地軍とトルコ政府の間の交渉で決定された。オーストリアとの休戦条件だけが政治主導により決定されたが、オーストリアを早期に戦争から脱落させるよう内容には配慮された。

- (49) 日英仏三か国語による協定原文は、外務省條約局『條約彙纂』第三卷第一部(対独平和條約及關係諸條約)、大正一四年六月、九二九―九五六頁。
- (50) Walter A McDougal, *France's Rhineland Diplomacy 1914-1924: The Last Bid for a Balance of Power*, (Princeton, N.J., 1978), p.29.
- (51) Temperley, *op. cit.*, pp.369, 385, 419, Floto, *op. cit.*, p.45, Marston, *op. cit.*, p.13.
- (52) Manfred F. Boemeke, Gerald D. Feldman, and Elisabeth Glaser (eds.), *The Treaty of Versailles: A Reassessment after 75 Years*, (Cambridge & Washington D.C., 1998), introduction, p.16. 二六篇の論文、コメントにより現時点でのヴェルサイユ条約研究の集大成をめざした本書の引用は、論文筆者名、論文名、書名(以下 *Reassessment* と略記)で示す。
- (53) Pierre Renouvin, *L'Armistice de Rethondes: 11 novembre 1918*, (Paris, 1968), pp.255-267. (以下 *Rethondes* と略記)以下、註記の無い諸事実は主として本書に依っている。なお、本書には以下の邦訳書があるが、抄訳である。ピエール・ルヌーヴァン 西海太郎訳『ドイツ軍敗れたり』白水社、一九八七年。その他で参照した文献は、Launay, *op. cit.*, pp.30, 40-49, Jaffe, *op. cit.*, pp.87-88, 93-100, McDougal, *op. cit.*, pp.27-30, D.Stevenson, *French War Aims Against Germany 1914-1919*, (Oxford, 1982), pp.123-124, 130, David French, "Great Britain and the German Armistice", (*Reassessment*), pp.71, 73, 77-79, 85, Thomas J. Knock, "Wilsonian Concepts and International Realities at the End of the War", (*ibid.*), pp.126-127, Alan Sharp, "A Comment", (*ibid.*), pp.132-133, 139-140.
- (54) Knock, *op. cit.*, (*Reassessment.*), p.117, Launay, *op. cit.*, p.30.
- (55) ルヌーヴァンは、パーミングが軍事的成功つまり個人的名声を求めたと推測し、休戦反対の共和党の候補として一九二〇年の大統領選挙に出馬する気であったとのウィルソンの見方を紹介している。Renouvin, *Rethondes*, pp.260-261.
- (56) *Ibid.*, p.261.
- (57) Lhopital, *op. cit.*, pp.109-111.
- (58) Sharp, *op. cit.*, (*Reassessment*), pp.132-133.
- (59) Jaffe, *op. cit.*, pp.97-100.
- (60) *Ibid.*, p.99.
- (61) Renouvin, *Rethondes*, pp.264-265. かれはクランプシーを多少の例外として見る。
- (62) French, *op. cit.*, (*Reassessment*), p.79.
- (63) Renouvin, *Rethondes*, p.267, French, *op. cit.*,

(Reassessment), p.85.

- (64) *Ibid.*, loc. cit. 一九四三年一月、ローズベルト大統領がカサブランカで枢軸諸国に対して無条件降伏を要求した事実は周知のところだが、これは必ずしもかれの独断ではなく、それに先立ちこの問題を研究した国務省の安全保障問題小委員会（委員長ノーマン・デイヴィス）は「第一次世界大戦終了時にドイツが無条件降伏を強いられなかった事実の故にのみ合衆国は再び武器をとっている」と考えていた。Herbert Feis, *Churchill, Roosevelt, Stalin: The War They Waged and the Peace They Sought*, (Princeton, N.J., 1957), p.108.

- (65) Launay, *op. cit.*, p.34.